

教育基本法の法的性格と法令上の地位

—教育法制史研究 (1)—

平 原 春 好

Legal Character and Status of the Fundamontal Law of Education
—A Historical Study on Education Law System (1)—

Haruyoshi HIRAHARA

1. 本稿の目的

この研究は、現代日本の教育法制の形成と構造を明らかにすることを目的とし、本稿では、まず、その中に位置づく教育基本法の法的性格と教育法令上の地位を考察する。

教育基本法の成立経緯や立法趣旨、条文解釈などについては、これまで多くの研究が行われ、私もいくつかの論稿を公にしているので、そのようなことについては既刊のものに譲り、ここでは教育基本法を中心に構成されている教育法制の形成とその存在構造を明らかにすることに取組むことにしたい。教育基本法を中心とする教育法制は、教育基本法体制や教育基本法法制と呼ばれることがあるが、ここではもっとも一般に使われている教育基本法法制と称することとする。

なお、私のいう教育法制とは教育法により定立されている社会制度、または、教育法の創出した社会制度の意であり、狭い意味での教育法の体系に限定せず、教育法が社会の中において現実化し、あるいは社会の現実によって規定される面をも視野におさめようとする。また、教育法については、教育関係法において教育制度に固有な法とそれに関係する法との区別を行いながら、それぞれの特性と関連形態を把握しようと思う¹⁾。

2. 教育基本法の法的性格

さて、日本国憲法の精神にのっとり新しい日本の教育の基本を確立するために制定された教育基本法は、そこに掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない（第11条）と規定されていることに見られるように、文字どおり教育の基本法であり、中核的な法律である。

このような教育基本法の性格は、今日では一般に承認済のことであるが、このような性格が法的に公認され確定されるようになったのは、1960年代であった。歴史的に見ると、同法制

定後しばらくの間は、同法の性格についてとくに議論はなされなかつたが、1950年代後半に教育行政が教職員組合との対決・抑圧的傾向を強めるようになると、教育基本法は教育の原則を定めた法律に過ぎず、実質は後で制定される個別の法律によって決まるという、教育基本法棚上げ説が行政側から出されたことがあつた。その後このようない説は否定されるが、この転換を明示的に示した判決は、東京高等裁判所の1974年5月8日の判決²⁾であった。そこでは、教育基本法の制定経緯と立法趣旨からして、後に制定された一般教育関係諸法は教育基本法の諸条項を実施するために制定されたものというべきであるから、教育基本法については、後法は前法を破るとの一般原則を直ちに適用することはできない、とされた。参考までに、判決文の中から、関係部分を抄出すると、以下のようなである。

「教育基本法は、〔中略〕その成立の経緯に徴し、またその前文に謳っている如く、日本国憲法の精神に則つて教育の目的を明示して、新教育の基本を確立する趣旨で制定されたものであつて、その内容は、教育の目的のほか、右目的遂行の方針についての原則として、憲法の精神の教育における適用および民主主義教育に関する重要な教育政策を規定している。要するに同法の規定の大部分は、法規即ち権利義務を定めたというよりは、教育の理念および基本的政策を宣言したものであつて、その掲げる諸条項を実施するには、さらに具体的規定をもつた法令の確立をまたなければならない。そして同法も当然このことを予定している（第一条）。従つて教育基本法は、一般教育関係諸法のいわば総則規定ともいべき性格を有するのであるから、一般教育関係諸法の解釈運用に当たつては、教育基本法の精神に合致する方向でなされなければならないことはいうまでもない。勿論、教育基本法といえども一般教育関係諸法と同位の法の形式をとっているのであるから、一般教育関係諸法に優越する法的効力を有するものとはいえないが、前叙の教育基本法の成立の経緯および立法趣旨よりして、後に制定された一般教育関係諸法が明らかに教育基本法を改廃しあるいはその適用を排除する趣旨で制定されたものでない限り、同法の掲げる諸条項を実施するために制定されたものというべきであるから、この意味において教育基本法については、後法は前法を破るとの一般原則を直ちに適用することはできないといふべきである。」（理由、三、3、（一））

それから3年後、最高裁判所がいわゆる北海道学力テスト事件上告審の判決³⁾において、教育基本法は日本国憲法に代えて教育および教育制度の basic concept と basic principle を定めた中心的法律であり、教育関係法令の解釈および運用にあたつては教育基本法の規定、趣旨、目的に沿うようにしなければならない、と判示するに及んで、教育基本法の法的性格についての議論は落着し、同法の基本法としての性格は法的に確定され、今日に至つてはいる。関係部分を抄出すると、以下のようなである。

「教基法は、憲法において教育のあり方の基本を定めることに代えて、わが国の教育及び教育制度全体を通じる基本概念と基本原理を宣言することを目的として制定されたものであつて、戦後のわが国の政治、社会、文化の各方面における諸改革中最も重要な問題の一つとされていた教育の根本的改革を目途として制定された諸立法の中で中心的地位を占める法律であ

り、このことは、同法の前文の分言及び各規定の内容に徴しても、明らかである。それ故、同法における定めは、形式的に通常の法律規定として、これと矛盾する他の法律規定を無効にする効力をもつものではないけれども、一般に教育関係法令の解釈及び運用については、法律自体に別段の規定がない限り、できるだけ教基法の規定及び同法の趣旨、目的に沿うように考慮が払われなければならない。」（理由、（検察官の上告趣意第二点について）、四、3、（一））

3. 一般教育諸法上における教育基本法の地位

教育基本法がこのように、教育諸法の中心的な法律であることは、個々の法令の中にそのことが明示されているか否かにかかわりないことは言うまでもないが、歴史的に見ると、一定の時期、一定の分野の法律に、教育基本法との関係を特記したものがみられる。すなわち、1940年代終りから50年代半ばにかけて、法律の目的規定の中に教育基本法の精神にのっとる旨を明記したものが集中的に見られ、その他の時期では、わずかに1980年代半ばに一例あるに過ぎない。

そのような法律はいかなる種類のものであり、そこにどのような意味が込められていたか。次にこのことを整理してみることにする。

3—(1) 教育基本法の精神にのっとる教育の実現

(a) 臨時教育審議会設置法

1980年代半ばに見られた例外的な一例から見ると、その法律は臨時教育審議会設置法（1984年法律第65号）である。

同法はその目的および設置についての規定の中で、「社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現の緊要性にかんがみ、教育基本法（昭和二二年法律第二五号）の精神にのっとり、その実現を期して各般にわたる施策につき必要な改革を図ることにより、同法に規定する教育の目的の他性に資するため、総理府に、臨時教育審議会（以下「審議会」という。）を置く。」（第1条）と述べ、教育基本法の精神にのっとり、その実現を期して教育改革を行うことを明言した。

同法案の提案理由と内容の概要についての説明の中では、このことについて、「教育改革に対する国民の要請を踏まえ、今後とも我が国が活力ある国家として安定した発展をしていくことができるよう、二十一世紀の我が国を担うにふさわしい青少年の育成を目指して教育全般にわたる改革を推進していくことが、緊急かつ重要な課題」になっているので、「まず、第一に、今後における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して、教育基本法の精神にのっとり、各般にわたる施策につき必要な改革を図ることにより、教育の目的の達成に資するため、臨時教育審議会を総理府に置くこととしております。」と、その趣旨を説明した⁴⁾。

教育基本法の制定経緯と立法趣旨からすれば、教育基本法を中心に教育改革を進めることは至極当然のことであるが、同法が長い間教育の政策や行政の背景に退いてきた姿を見慣れた者

からすると、同法が突然表舞台に引き出されたのを見て驚きや危惧の念を感じたとしてもやむを得ないことであった。前記条項で「教育基本法の精神にのっとり、その実現を期して」改革を図り、「同法に規定する教育の目的の達成に資する」ことが特記されたのは、周知のように、実は、この審議会の設置が教育基本法の改廃を目指すものではないかとの危惧を強くもった野党側と与党側との交渉の結果の枠づけであった。

それでは臨時教育審議会において、実際に教育基本法がどのように取り扱われ、また、教育基本法の精神が如何なるものとして認識されたであろうか。同審議会の内部には上記条項における枠づけにもかかわらず、教育基本法の見直し論が見られた⁵⁾が、実際に出された答申の中には教育基本法第1条（教育の目的）が据えられていた。

すなわち、「教育改革に関する第四次（最終）答申」（1987年8月）⁶⁾では、教育改革にあたっての「教育の基本的在り方」（第1章3）として、「教育は、教育基本法にあるように、人格の完成を目指し、平和的な国家および社会の形成者としての自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とした。しかしながら、それについての理解や認識には、初期の本来的な理念とは異なる現代的な傾向が見られた。例えば、「人格の完成は、教育的努力の究極の目標であり、この目標を実現するためには、徳・知・体の調和のとれた教育が極めて重要」であるとして、「徳」に重点を置き教育の「調和」を強調し、あるいはまた、「個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任などが重視されなければならない」とか、「平和的な国家および社会の形成者としての国民の育成を目指すためには、正しい国家意識の涵養、社会的責任の自覚、普遍的で個性豊かな文化や伝統の継承・発展のための努力が不可欠である」と述べ、「個性」「自己責任」「国家意識」「伝統」を重視するなど、教育基本法の本来的な基本理念から他に強調点を移し、類似的ではあるが異質の理念をすべり込ませて、臨教審特有の主張にもとづく「二一世紀のための教育目標」を引き出す起点としたところがあった⁷⁾。

（b）社会教育法

次に、1940年代の終りから1950年代のはじめに制定された法律に目を移そう。その最初は、社会教育法（1949年法律第207号）である。

同法はその目的について、「この法律は、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務をあきらかにすることを目的とする。」（第1条）と規定した。

この場合の教育基本法の精神を、同法案の提案理由と内容の骨子の説明で確かめてみると、それは同法第7条（社会教育）を意味していた。

すなわち、「終戦後早くも四年になろうといたしておりますが、祖国再建のための重要な施策の中で、最も重要なものの一つは教育でありますことは勿論であります。なかんずく、祖国再建を担う現在の国民の間で行われる社会教育の重要性は、今更多くの言葉を用いる必要

のないことと存じます。」と、教育基本法前文に示されている祖国再建における教育の重要性を強調した上で、「元来社会教育は、国民相互の間において行われる自主的な自己教育ではあります、教育基本法第七条にもありますように、一面国及び地方公共団体によって積極的に奨励されなければならないものであります。」したがって「第一に、この法律案は、教育基本法の精神に則りまして、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的としております。」というものであった⁸⁾。

社会教育法が社会教育（より正確には社会教育行政という方がよいであろう）の在り方を規定した教育基本法第7条に依拠するのは、理の当然であるが、私はそれとともに、元来社会教育は国民の自主的な自己教育であるから「各団体の自主性を確保するためには、団体に対して不当に統制的支配を及ぼしたり、その事業に干渉を加えたりするような事態に陥らぬようにし、又補助金を与えることもこれを差し控えるべきであると考えて、そのように規定いたしておるのであります。」という、前記引用部分に続く法案提出者の説明に注目するとき、ひとり社会教育分野に限らず広く教育全般において、限定的な行政の在り方を定めた教育基本法第10条の精神をも含んでいることを感じとることができる。その後、上記説明の中で強調された補助金の規制は撤廃されたが、各団体の自主性を確保する姿勢は変わらず、国と地方公共団体の任務を「環境醸成」（社会教育法第3条）に限定して今日に及んでいる。

ところで、社会教育法に教育基本法との関係が明記されたことについて、もう一つの面を指摘してみたい。それは社会教育法を頂点とする社会教育法体系の確立を図るためではなかったか、ということである。何故なら、「教育基本法の精神に則り」が入れられた社会教育法（1949年）につづいて図書館法（1950年）、博物館法（1951年）、青年学級振興法（1953年）が制定されるが、それぞれの法律はこの「社会教育法の精神に基づき」国民の教育文化などに寄与するための法律として位置づけられているからである。このことは、社会教育法が社会教育の中心的統括法であることを示している。

(c) 三つの教育振興法

社会教育法に続いて、産業教育振興法、理科教育振興法、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法という、三つの教育振興法が制定された。それぞれの法律の目的規定の中には、「教育基本法の精神にのつとり」の文言が入っている。

すなわち、産業教育振興法（1951年 法律第228号）は、「この法律は、産業教育がわが国の産業経済の発展及び国民生活の向上の基礎であることにかんがみ、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神にのつとり、産業教育を通じて、勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得させるとともに工夫創造の能力を養い、もって経済自立に貢献する有為な国民を育成するため、産業教育の振興を図ることを目的とする。」（第1条）と規定し、理科教育振興法（1953年 法律第186号）は「この法律は、理科教育が文化的な国家の建設の基盤として特に重要な使命を有することにかんがみ、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）

及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の精神にのつとり、理科教育を通じて、科学的な知識、技能及び態度を習得させるとともに、工夫創造の能力を養い、もつて日常生活を合理的に営み、且つ、わが国の発展に貢献し得る有為な国民を育成するため、理科教育の振興を図ることを目的とする。」（第1条），そして、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（1953年法律第238号）は、「この法律は、勤労青年教育の重要性にかんがみ、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神にのつとり、働きながら学ぶ青年にたいし、教育の機会均等を保障し、勤労と修学に対する正しい信念を確立させ、もつて国民の教育水準と生産能力の向上に寄与するため、高等学校の定時制教育及び通信教育の振興を図ることを目的とする。」（第1条）と規定している。

いずれの場合も、「教育基本法の精神にのつとり」それぞれの教育の振興を図るとしている。それでは、これら振興法の場合には、そこにどのような意図が込められたのだろうか。

三つの振興法の場合は、もちろん社会教育法と同じではない。また、三つの振興法を個別に見たとき、その趣旨はすべて同じでもない。さらに、法案の提案理由と内容の骨子の説明の中で、教育基本法との関係が明瞭に述べられたものもあるが、直接言及されないものもあった。

例えば、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の提案理由では、「この定時制の課程と通信教育とは全日制課程の教育と、その内容において、まったく同等のものを授けるものでありまして、教育基本法にいう教育の機会均等を実現することを目標とするものであります。」と言い、また、この法律案の骨子でも「第一に、この法律案は教育基本法の精神に基きまして、多くの勤労青年に高等学校の教育を受ける機会を与え、働きながら学ぶことに誇りをもつことの信念を確立させ、一般教養と職業能力の向上に貢献するよう、定時制教育及び通信教育の振興をはかることを目的とするものであります。」と述べ、この法律がとりわけ教育基本法第3条（教育の機会均等）に基づくものであることが明確にされていた⁹⁾。

これに対して、他の場合は、教育基本法の条項との対応関係を明示的に述べてはいない。理科教育振興法の説明を例にとると、「わが国の現状は、国土も狭く、資源もきわめて乏しい実情であります。この窮状の上に八千万の国民が文化的な国家を建設するためには、何をおいても全国民の一人々々がひとしく合理的、科学的になるよりほかに方法がないのであります。」「しかして、科学の振興は、その基礎である小、中、高等学校の理科教育にまたなければなりません。」「民族の将来を思い、文化国家の基盤を考えまして、数多い教科目の中から、あえてこの理科を取上げまして、この振興法を提案いたしたゆえんでございます。」「第一に、この法律案は、学校教育における理科教育の目的を明確に規定し、理科教育の振興をはかるため國の果すべき任務を規定してあります。」と述べるに止まった¹⁰⁾。上掲引用前半の、文化国家建設にとっての教育の役割とそこにおける理科教育の重要性を強調している部分では、教育基本法前文の精神に立ち教育の振興を図ろうとしていることを感じさせるが、後半の骨子の説明部分では、教育の機会均等を実現するための振興法という観点は見られない。

しかし、各振興法に共通する特徴もある。それは、いずれも政府提出法案ではなく議員提出

法案であった、ということである。数多くの教育問題の中から特定の主題を選び立案した議員提出法案が、広く議会の合意を得るために、その拠って立つ法的根拠を特別に明らかにする必要があり、特に新規の国庫負担を要する振興法案の場合にその度合いが強かつたために、教育基本法の精神にのっとる旨を明記したことが考えられる。

ただ、教育の振興を図る法律はその後も制定されたが議員提案ではなく、1954年¹のべき地教育振興法以後（前掲・臨時教育審議会設置法まで）このような文言は法文中から姿を消した。それは、前述の三つの振興法が実績となり、その後はあえて法的根拠を特記するまでもないと判断されるようになったためであるかもしれない。

3—(2) 教育基本法の趣旨・目的・方針等に合致した教育の実現

以上のようなレベルにおける教育基本法の精神の実現のほかに、教育の実際的な場面で、特に教育の内容に関する局面で、教育基本法の趣旨・目的・方針等に合致した教育の実現が求められている。この場合は、より具体的な規定の仕方で、教科書検定や教育課程編成の基準に据えられている。

(a) 教科用図書検定規則

教科書の検定にあたっては、教科用図書検定規則と教科用図書検定基準があり、いずれの中でも教育基本法は基本として位置づけられている。

ただ、教科用図書検定規則の場合には、「教育基本法の趣旨への合致」が長い間第1条の中に明記されていたのが、20年程前から削られた。この変化には、教育基本法理解を抽象的にするおそれを含んでいるが、より具体的な検定基準の中にこれが明示されている限り、教育基本方が中心的基準であることには変りがなく、また、中心的基準として機能させなければならぬ。

教科用図書検定規則のごく主要な改正を掲げると、次のようにある。

(a-1) 教科用図書検定規則一部改正（1947年11月8日 文部省令第27号）

教科用図書検定規則の一部を次のように改正する。/第一条第一項中「師範教育令、中等学校令、青年学校令及国民学校令」を「教育基本法及学校教育法」に改める。

(a-2) 教科用図書検定規則改正（1948年4月30日 文部省令第4号）

教科用図書の検定は、その図書が教育基本法及び学校教育法の趣旨に合し、教科用に適することを認めるものとする。（第1条第1項）

(a-3) 教科用図書検定規則（1977年9月22日 文部省令第32号）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十一条第一項（同法第四十条、五十五条及び第七十六条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書の検定に関し必要な事項は、この省令の定めるところによる。（第1条）

(a-4) 教科用図書検定規則（1989年4月4日 文部省令第20号）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十一条第一項（同法第四十条、五十一条及び第七十六条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書の検定に関し必要な事項は、この省令の定めるところによる。（第1条）

(b) 教科用図書検定基準

より具体的な教科書の検定基準である教科用図書検定基準では、教育基本法の目的、方針などとの一致が検定の絶対条件とされている。

ただ、初期の段階では、「教育基本法の目的との一致」を絶対条件とし、「たとえば、平和の精神、真理と正義の尊重、個人の価値の尊重、勤労と責任の重視、自主的精神の養成など」を目的として例示していたが、途中から「教育基本法に定める教育の目的及び方針などへの一致」を絶対条件としたのにともない、上掲の例示を止めた。これも検定規則の変化と同じように、教育基本法理解の抽象化をもたらす危険性を内包する一面があり、運用に注意を要するところである。

教科用図書検定基準の主な変化は、以下のようである。

(b-1) 教科用図書検定基準（1949年文部省告示第12号）

「第一章 国語科の検定基準/第一節 小学校国語科の検定基準

一 絶対条件

(一) わが国の教育の目的と一致しているか。

教育基本法の目的と一致し、これに反するものはないか。たとえば、平和の精神、真理と正義の尊重、個人の価値の尊重、勤労と責任の重視、自主的精神の養成などの教育目的と一致し、これに反するものはないか。

(二) 立場は公正であるか。[本文略]

(三) 小学校国語科「読みかた」の指導目標と一致しているか。[本文略]

二 必要条件 [後略]

(b-2) 教科用図書検定基準（1952年文部省告示第88号）

「第一章 国語科の検定基準/第一節 小学校国語科の検定基準

一 絶対条件

(一) わが国の教育の目的と一致しているか。

教育基本法および学校教育法の目的と一致し、これに反するものはないか。たとえば、教育基本法の目的と一致し、これに反するものはないか。たとえば、平和の精神、真理と正義の尊重、個人の価値の尊重、勤労の責任の重視、自主的精神の養成などの教育目的と一致し、これに反するものはないか。

(二) 立場は公正であるか。[本文略]

(三) 小学校国語科の指導目標と一致しているか。[本文略]

二 必要条件 [後略]」

(b-3) 教科用図書検定基準（1958年文部省告示第86号）

「第一章 絶対条件

1 (教育の目的との一致) 教育基本法に定める教育の目的および方針などに一致しており、これらに反するものはないか。また、学校教育法に定める当該学校の目的と一致しており、これに反するものはないか。

2 (教科の目標との一致) [本文略]

3 (立場の公正) [本文略]

第二章 必要条件 [後略]」

(b-4) 教科用図書検定基準全部改正（1968年文部省告示第289号）

第1章 絶対条件

1 (教育の目的との一致)

教育基本法に定める教育の目的および方針などに一致しており、これらに反してはいないか。また、学校教育法に定める当該学校の目的および教育の目標と一致しており、これに反してはいないか。

2 (教科の目標との一致) [本文略]

3 (立場の公正) [本文略]

第2章 必要条件 [後略]」

(b-5) 義務教育諸学校教科用図書検定基準（1989年文部省告示第43号）

「第一章 総則

学校教育法に規定する小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の教科用図書の検定においては、その教科用図書が、教育基本法に定める教育の目的、方針など並びに学校教育法に定めるその学校の目的及び教育の目標に基づき、第二章及び第三章に掲げる各項目に照らし適切であるかどうかを審査するものとする。

第二章 各教科共通の条件 [本文略]

第三章 各教科固有の条件 [本文略]

[後略]」

(b-6) 高等学校教科用図書検定基準（1989年文部省告示第44号）

「第一章 総則

学校教育法に規定する高等学校の教科用図書の検定においては、その教科用図書が、教育基本法に定める教育の目的、方針など並びに学校教育法に定める高等学校の目的及び教育の目標に基づき、第二章及び第三章に掲げる各項目に照らし適切であるかどうかを審査するものとする。

第二章 各教科共通の条件 [本文略]

第二章 各教科共通の条件 [本文略]
[以下略]」

(c) 学習指導要領<小学校を例に>

教育課程の編成の基準である学習指導要領でも、各学校で教育家庭を編成する際には教育基本法の示すところに従わなければならないとしている。

ただ、この場合も内容に変化があり、はじめは「第1章 総則」の「第1 教育課程の編成」と「第3 道徳教育」の両方に教育基本法にもとづくべきことが明記されていたが、1960年代の終りから「第1章 総則」「第1 教育課程一般」では、単に「法令に示すところに従い」教育課程を編成するという表現に止まり、「第3 道徳教育」のみで「教育基本法（および学校教育法）に定められた教育の根本精神に基づく」べきことが述べられるようになった。このような点からすれば、学習指導要領の記述は後退しているとも言えるが、教育基本法が明記されていなくても教育基本法は中心であると文部省の指導書（例えば、『小学校指導書 教育課程一般』）は述べており、そのような理解と運用は今後も継続するとともに、さらにいつそう充実しなければならない。

学習指導要領が文部省告示になってから以後の、関係部分の変化を摘記すると、次のようにある。

(c-1) 小学校学習指導要領（1958年文部省告示第80号）（拠法令＝学校教育法施行規則（1947年文部省令第11号）第25条…以下同じ）

「第1章 総則

第1 教育課程の編成

1 一般方針

小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭および体育の各教科（以下各教科といふ。）ならびに道徳、特別教育活動及び学校行事等によって編成するものとすることとなっている（学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第24条1項）。

各学校においては、教育基本法、学校教育法および同法施行規則、小学校学習指導要領、教育委員会規則等に示すところに従い、地域や学校の実態を考慮し、児童の発達段階や経験に即応して、適切な教育課程を編成するものとする。[後略]

第2 指導計画作成および指導の一般方針 [本文略]

第3 道徳教育

[前略] 道徳教育の目標は、教育基本法および学校教育法に定められた教育の根本精神に基く。すなわち、人間尊重の精神を一貫して失わず、この精神を、家庭、学校その他各自がその一員であるそれぞれの社会の具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造

と民主的な国家および社会の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成することを目標とする。[後略]」

(c-2) 小学校学習指導要領（1968年文部省告示第268号）

「第1章 総 則

第1 教育課程一般

1 学校においては、法令およびこの章以下に示すところに従い、地域や学校の実態および児童の心身の発達段階と特性をじゅうぶん考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。[後略]

第2 道徳教育

[前略] 道徳教育の目標は、教育基本法および学校教育法に定められた教育の根本精神に基く。すなわち、道徳教育は、人間尊重の精神を家庭、学校その他社会における具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な国家および社会の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。[後略]

第2章 各教科 [本文略]

第3章 道 徳

第1 目 標

道徳教育は、人間尊重の精神を家庭、学校その他社会における具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な社会および国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うこととする。[後略]」

(c-3) 小学校学習指導要領（1977年文部省告示第155号）

「第1章 総 則

1 学校においては、法令およびこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階と特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。[後略]

第2章 各教科 [本文略]

第3章 道 徳

第1 目 標

道徳教育の目標は、教育基本法および学校教育法に定められた教育の根本精神に基づく。すなわち、道徳教育は、人間尊重の精神を家庭、学校その他社会における具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うこととする。[後略]」

(c-4) 小学校学習指導要領（1989年文部省告示第24号）

「第1章 総 則

第1 教育課程編成の一般方針

1 各学校においては、法令およびこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。[後略]

第2章 各教科 [本文略]

第3章 道 徳

第1 目 標

道徳教育の目標は、教育基本法および学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで和的な国際社会に貢献できる主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うこととする。[後略]」

4. ま と め

以上の考察の結果、教育基本法は、戦後日本の教育の根本的改革を目指した諸立法の中で中心的地位を占める法律であり、形式的には通常の法律で、矛盾する他の法律規定を無効とする効力はもないが、教育関係法令の解釈と運用にあたっては、できるだけ教育基本法の規定、趣旨、目的に沿うようにしなければならないものであることが改めて確認された。

教育法律の中には、その目的規定の中で教育基本法の精神にのっとるべきことを特記しているものが若干ある。それは1940年代の終りから1950年代の前半にかけてと1980年代半ばに見られたが、各法律における教育基本法の精神の意味内容は、前文、第3条、第7条あるいは全体と、いろいろであった。

教育内容に関する行政法規（文部省令や文部省告示）では、教科書検定や教育課程編成の基準の中心に教育基本法を位置づけ、教育基本法の趣旨、目的、方法への一致を絶対的な基準としている。歴史的に見ると、それについての規定のしかたには時代による変化があり、教育基本法の存在を明示的に示す方式から一般的・概括的に規定する方式に転換しているとはいうものの、教育基本法の中心的性格を弱めたものと解してはならない。

しかしながら、このような法的性格や法令上の地位にある教育基本法は、実際上または人々の意識の中でもそのような状態にあるかといえば必ずしもそうではなく、法体系上の高い地位にもかかわらず、実際上ではむしろ軽視されたり、不十分な取扱いをされている場合もなかつたわけではない。したがって、同法が教育法制上に確固たる地位を占めていると言えるためには、なお検討や改善を要する点がある。

註

- 1) この点については、すでに平原春好「教育制度研究の対象と課題」『教育制度学研究』日本教育制度学会紀要創刊号、紫峰図書、1994年、で述べたところであるから、詳細はそれに譲る。
- 2) 東京高等裁判所昭和49年5月8日判決 東京高裁昭和47年(行コ)第22号免職処分取消請求事件/いわゆる伊藤校長事件(行政事件裁判例集第25巻第5号373頁)。
- 3) 最高裁判所(大法廷)昭和51年5月21日判決 昭和43年(あ)第1614号建造物侵入、暴力行為等处罚に関する法律違反被告事件/いわゆる北海道学テ事件(最高裁判所判例集<刑事>第30巻第5号615頁)。
- 4) 1984年5月15日、第101回国会衆議院内閣委員会における森喜朗文部大臣の説明(同議録第13号32頁)。
- 5) 『臨教審だより』(臨時教育審議会編集、第一法規出版刊行)の第1号14頁(天谷直弘)、第4号17頁(金杉秀信)、第8号17頁(宮田義二)、第19号6頁(金杉秀信)、第32号30頁(高橋史朗)を参照。
- 6) 『臨教審だより』第39号5頁。
- 7) より詳しくは、平原春好編『教育と教育基本法』勁草書房、1996年、の第1章ほか、第I部の関連章(論文)を参照のこと。
- 8) 1949年5月7日、第5回国会参議院文部委員会における高瀬莊太郎文部大臣の説明(同会議録第9号1頁)。
- 9) 1953年7月21日、第16回国会衆議院文部委員会における中川源一郎議員による説明(同議録第15号1頁)。
- 10) 1953年7月29日、第16回国会衆議院本会議における坂田道太議員による説明(同院会議録第31号704頁)。

以上